別添３

日　本　銀　行　　御中

（提出日付）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注１）

（役職名）（注１）

（代表者）（注１）

気候変動対応オペにおける「対象投融資に関する開示」の報告書

当方では、「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの運営に関する細目」４．に定める開示に関して、気候変動対応オペの対象先に選定された場合には、別紙（注２）のとおり開示しますので報告します。

なお、当方は、次の諸点につき表明または確約します。

１．本開示事項について、貴行が別に定める日までに開示し、開示した旨を貴行に連絡します。

２．本開示事項について、貴行から請求があった場合には、速やかに必要な情報等を報告します。

３．本開示事項の内容を変更する場合には、速やかに報告します。

４．本開示事項において、当方に適用されるまたは当方を拘束する法令および契約等（当方の定款その他の社内規則および貴行所定の規則規定等を含む。）に違反するところは一切ありません。

（本報告書にかかる照会先）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署名 |  |
| 連絡責任者名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |

以　　上

（注１）日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名・役職名・代表者名を記載する。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用する。

（注２）別紙は書式例を使用（必要に応じて不要な項目は抹消することができる）。

別紙（書式例）

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および

適合性の判断のための具体的な手続きの開示（注１）

当行（庫・社）は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

Ⅰ．国際原則または政府の指針に適合する投融資

１．グリーンローン

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

２．グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資（注２）

１．類型その１

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

２．類型その２

（１）対象投融資の基準

当行（庫・社）では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

|  |
| --- |
|  |

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

|  |
| --- |
|  |

　（注１）貴行（庫・社）において、開示の際には、開示日を記載してください。

　（注２）Ⅰ．１．から５．までに準じる投融資の基準ごとに、Ⅱ．１．以降に順次、（１）および（２）の枠を追加してご記載ください。

以　　　上